

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和2年11月24日（火曜日）
午前9時59分開会、午後0時16分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 協議事項
（1）消防本部関係
（2）市長公室関係
（3）総務部関係・議会事務局
（4）市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 博史
委 員 久松 猛
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎
委 員 篠塚 昌毅
委 員 島岡 宏明

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（20名）

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 市長公室長 | 川 村 | 正 明 |
| 総務部長 | 望 月 | 亮 一 |
| 市民生活部長 | 塚 本 | 隆 行 |
| 議会事務局長 | 小松澤 | 文 雄 |
| 消防長 | 鈴 木 | 和 徳 |
| 消防次長兼消防総務課長 | 檜 山 | 保 明 |
| 政策企画課長 | 佐々木 | 啓 |

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 財政課長 | 山 | 口 | 正 | 通 |
| 広報広聴課長 | 北 | 島 | 康 | 雄 |
| 総務課長 | 真 | 家 | 達 | 成 |
| 人事課長 | 今 | 野 | 修 | |
| 管財課長 | 秋 | 山 | 太 | |
| 課税課長 | 川 | 上 | 勇 | 二 |
| 納税課長 | 大 | 橋 | 博 | |
| 市民活動課長 | 五 | 来 | 顕 | |
| 生活安全課長 | 坂 | 本 | 英 | 宣 |
| 環境衛生課長 | 渡 | 辺 | 善 | 弘 |
| 議会事務局次長 | 天 | 貝 | 健 | 一 |
| 予防課長 | 三 | 上 | 健 | 市 |
| 警防救急課長 | 本 | 橋 | 一 | 夫 |

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

田子 優奈 議 員

○**今野委員長** おはようございます。まず、始めに土浦市内でクラスターが発生しているということで、皆様大変な状況の中でお仕事なさっているかと思っておりますけれども、くれぐれもお体をご自愛なさっていたわりながらお仕事なさっていただけるようお願いいたします。では、ただ今から総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

これより消防本部の報告事項について協議を行います。消防本部資料に基づき、土浦市火災予防条例の一部改正についての説明を願います。

○**三上予防課長** 土浦市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。1補正理由でございますが、全出力50キロワットを超える急速充電設備については、需要の増加に伴い、普及がさらに加速することが予想され、改正前の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令。以下対象火気省令といいます。において、全出力50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備の規制の対象となっており、当該規制は自動車等の充電を行うことが想定されておらず、不都合が生じていました。また、従前の基準においても、対象火気省令によらず、各市町村等において特例基準を設けることにより、全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置することは認められていましたが、地域によって規制の取扱いが多様となり、不都合が生じていたことから、全国統一的な基準として、急速充電設備の最大出力を200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備が行われ、これに伴い、火災予防条例(例)が一部改正となり、これに準拠する土浦市の火災予防条例を一部改正するものでございます。2改正の内容としましては、1つ目に急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大したこと。2つ目に急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正したこと。3つ目に急速充電設備。全出力50キロワット以下のものを除きましては、消防長への設置の届出を要することとしたこと。3施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。2ページから4ページに改正文。5ページから14ページに新旧対照表を添付してございます。追加資料といたしまして、充電設備の概要をご参照ください。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正(第11回)予算(案)について。常備消防総務事業の説明を願います。

○**檜山消防総務課長** 15ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回。常備消防総務事業についてご説明いたします。1補正の理由につきましては、令和2年10月1日付で新規採用6名分の制服及び防火衣等に係る需用費の消耗品費並びにB型肝炎、はしか、風疹、水疱瘡、おたふくかぜの抗体検査に係る役務費の手

数料について、当初予算に不足を生じるため増額補正をお願いするものでございます。2歳出の補正額につきましては、1日常備消防費、10節需用費へ254万6,000円を補正し、補正後の予算額は1,754万3,000円でございます。続きまして、12節役務費に5万8,000円を補正し、補正後の予算額は292万9,000円でございます。3財源につきましては、一般財源を充て、総額260万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、常備消防警防救急事業の説明を願います。

○本橋警防救急課長 16ページをご覧ください。令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回。常備消防警防救急事業の新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。1番補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴いまして、今年度及び来年度に使用する感染症対策資器材を購入するため、増額補正するものです。2番補正額は、第1日常備消防費の10節需用費。感染防止資器材費でございます。補正前の予算額はございません。補正額は375万2,000円です。補正後の予算額も同じく375万2,000円を増額補正をするものでございます。3番財源は一般財源でございます。4番整備品ですが、感染防止衣の上下、サージカルマスク、ディスポグローブ、ディスポシート、人工鼻、シューズカバー、消毒液類、エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、その他点滴などを行う時に使用する酒精綿等になります。以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、非常備消防一般管理事業の説明を願います。

○本橋警防救急課長 17ページをご覧ください。令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回。非常備消防一般管理事業の新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。1番補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い、消防団が機械器具の点検及び広報を実施する場合、感染防止対策として使用するサージカルマスクを購入するため増額補正するものです。2番補正額は、第1日常備消防費の10節需用費。感染防止資器材費でございます。補正前の予算額はございません。補正額7万5,000円。補正後の予算額。同じく7万5,000円となり、増額補正をするものでございます。3番財源は一般財源でございます。以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、報告事項につきまして、年末年始の行事についての説明を願います。

○本橋警防救急課長 18ページをご覧ください。初めに1番令和2年歳末消防特別警

戒についてご説明いたします。土浦市消防本部・消防団では、歳末の繁忙期を迎えることから、土浦市民に対し、火災のない安心・安全な新年を迎えられるよう、歳末の災害発生に備え消防車両による市内一円の巡回広報活動などを実施します。期間は、令和2年12月25日金曜日から12月31日木曜日。また、その他といたしまして、今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、警戒いたします。続きまして、2番令和3年土浦市消防出初式についてご説明いたします。令和3年1月9日土曜日に予定していましたが令和3年土浦市消防出初式は、新型コロナウイルス感染の拡大を鑑みまして、中止といたします。以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。その他消防本部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○**今野委員長** これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づき、土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 1ページをご覧くださいまして、こちら議案第70号です。上程しております土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。こちら経緯をご覧くださいまして、本社の土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、今年の6月にですね定例会において解散に係る議決を経て、その後4月9日に県知事から解散の許可を得て解散となったところでございます。それを受けてですね、同法の規定に基づき清算手続きを進めてまいりましたが、諸手続が完了いたしまして、12月末でですね完全に消滅する見込みとなりましたので、関係条例につきまして一括で整理いたしたいというものでございます。概要をご覧くださいまして、関係する条例は2つございます。まず、1つ目はですね平成10年から施行しております土浦市公益法人等の職員の派遣等に関する条例でございます。この中でですね業務に従事させることを目的として本市職員を派遣できる公益的法人として産業文化事業団ですとか農業公社などとともにですね土地開発公社も載っております。まず、こちらからですね、土地開発公社という文言を削除したいというものでございます。2つ目でございますが、平成17年にですね保有している土地の処分などに対する補てん等に備えるために、土浦市土地開発公社対策基金条例を制定いたしまして、翌年度から積立てを開始するとともに、買戻しの際にはこの基金を活用して対応していたところでございますが、公社の消滅によりまして、この同基金の存続の必要性もなくなるといったことからこの条例を廃止いたしたいというもので

ございます。なお、基金の残金につきましては、後ほど一般会計の補正予算の中でご説明をさせていただきたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回(案)について、ふるさと土浦応援寄付事業を説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 資料1枚お捲りいただきまして、2ページをご覧くださいまして、ふるさと土浦応援寄付事業の補正についてご説明させていただきます。1の補正の理由をご覧くださいまして、ふるさと土浦応援寄付金でございますが、寄付額の増を目指して昨年9月から受付サイトを増やして対応しているところでございます。今年は4月から7月まではこのコロナの影響もあってか前年同月でマイナスになっていたと。しかしながら8月においては前年同月で6割増し、9月10月はですね倍になっていると。ここにきて急激に伸びているといった状況でございます。ちなみに10月現在の7カ月間のトータルでございますが、前年と比較いたしますと2割増しであります1億5,800万円の寄付が今現在集まっている状況でございます。この9月10月の寄付額の伸びの状況。さらには例年年末が駆け込みで一気に増えるといった状況などを考慮いたしまして、今年度はですね過去最高の寄付額であった昨年度の4億2,000万。これの倍は集まるものと見込みまして、その上でですね歳入歳出を補正させていただきたいというものでございます。2の補正額をご覧くださいまして、歳入につきましては、今ほどご説明いたしましたとおりですね、昨年度実績の2倍の予算を見込むとして、当初予算3億に補正額を5億4,000万を加えまして、補正後の予算額につきましては8億4,000万といたしたいというものでございます。また、歳出につきましては、寄付の受付収納返礼品などの配送について、さとふる、楽天、ふるさとチョイスへお願いをしているところでございますが、それに加えて、ふるさとチョイスにつきましては、クレジットの手数料は別に予算を計上していると。それらを昨年度の実績に倍になるものと見込んで算出した額。それを増額補正いたしたいというものでございます。また、今現在、新規の返礼品の開拓を続けていると。以前からBEB5の宿泊助成券を返礼品として出すことが出来ないかといった相談をBEB5の方にしていたところでございます。先日1万円の宿泊助成券。こちらを提供できるといったお返事をいただきました。おそらく寄付額は3万4,000円程度で1万円の助成券を返礼品として渡せることになるかと思いますが、ただ、発注については、その土浦市で業務をお願いしているさとふるなどをお願いするのではなくて、直接連絡をいただきたいといったことで、今回の補正の中でですね、この委託以外に消耗品で予算の方を計上させていただいております。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、企画費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の説明を願います。

○佐々木政策企画課長 3ページをご覧くださいまして、企画費関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきましてご説明の方をさせていただきます。事業の概要の1の補正の理由をご覧くださいまして、2段落目をご覧くださいまして、いまだに新型コロナウイルスの感染が拡大していると。ただ、そのような中であっても、このサイクリングといったものは健康維持と他人との接触を避けながら移動し、楽しむことができるといったことでですね、現在注目を浴びているところでございます。それを踏まえましてこの上の段落でございますが、そのような中、昨年度策定いたしました土浦市自転車のまちづくり構想でございますが、策定する前にですねサイクリスト向けにアンケート調査を実施してございます。そちらの設問でございますね、サイクリングをするうえで、知りたい情報はこういったものから得ているのかといった設問がございましたが、その解答としてサイクリングマップを情報源としているといった回答がもっとも多かったと。全体の4割を占めていたところでございました。こういった背景などを踏まえまして、本市のサイクリング環境ですとか、街のみどころなどをまとめたサイクリングPR誌。こちらを策定いたしまして、市内の観光施設等で配布することによって、さらなる自転車観光の推進と交流人口の増加などを図ってまいりたいといったものでございます。その下2番目で補正予算の額をご覧くださいまして、まず、下の部分でPR誌の策定委託料と。概ね20ページくらいになるかと思いますが、その費用と。上の部分で、それらPR誌5,000部を印刷製本したいと考えてございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。

次に、債務負担行為の設定の説明を願います。

○佐々木政策企画課長 1枚おめくりいただきまして、4ページご覧くださいまして、こちら第9次総合計画策定に伴う債務負担行為の設定についてでございます。こちらにつきましては、前回ですね9月の全員協議会におきましてもご説明をさせていただいておりますが、昨今の社会経済情勢等の劇的な変化に迅速かつ的確に対応いたしまして、その一層の発展を図るためにも令和4年度からの市政運営の基本方針となります第9次総合計画を策定いたしたいというものでございます。また、いまだに感染拡大を続ける新型コロナウイルス。この状況を踏まえまして本市の市政運営につきましても、このポストコロナを意識したものに迅速に変化させていく必要があるといったことから、今年度中に策定作業に着手しまして、スムーズに次年度につなげることができるよう、債務負担行為を設定し、策定いたしたいというものでございます。2の債務負担行為の設定内容をご覧くださいまして、内容につきましては、第9次土浦市総合計画策定委託料でございます。期間については、令和2年度から3年度。それから、まだ、令和3年度の予算につきましては、精査中でありまことから、金額につきましては、今見込みの金額でございます。630万を限度額といたしまして、債務負担を設定いたしたいという

ものでございます。3のスケジュールをご覧いただきまして、前回と繰り返しになりますが、今後のスケジュールでございまして、年明け1月からですね3月にかけて、各地区におきまして、市政懇談会を開催すると。令和3年度、年度初めから審議会を開催いたしまして、途中でパブリック・コメントをかけ、市民の皆様からもご意見をいただきながらですね令和4年3月議会に基本構想に係る議案を提出したいとそうように考えているところでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の説明を願います。

○佐々木政策企画課長 5ページをご覧いただきまして、事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございます。1の補正の理由をご覧いただきまして、こちらは、今年度当初予算におきまして職員用インターネット閲覧用タブレット100台分のリース料ですね、予算計上させていただいたところでございますが、このコロナ禍でですね、このうち20台については、7月臨時会においてテレワークができるよう機器のリースですとか、モバイル回線の使用料などを計上させていただきました。また、その他50台には9月定例会におきまして、庁内でのウェブ会議などでも活用できるよう、事務用ソフトの購入費について補正の方をさせていただいたところでございます。このように当初予算で計上したタブレットでございまして、それらに、この感染拡大防止対策としての要素を加えたことで、今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当が可能となりましたことから、2の補正予算額をご覧いただきまして、歳入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として102万9,000円。計上したいというものでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、亀城プラザ管理運営事業の説明を願います。

○佐々木政策企画課長 1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧いただきまして、亀城プラザ管理運営事業の補正につきましてご説明の方をさせていただきます。1の補正理由をご覧いただきまして、亀城プラザの管理につきましては、現在産業文化事業団を指定管理者として管理をお願いをしているところでございます。指定管理者において、このコロナの影響で利用者が減り、利用料金、収入も減少しているといったことでございますが、それ以上にですね予算別ではこの歳出につきまして、人件費、当初は6名配置を想定していたと。ただ実際、今年度は5名しか配置はないと。また、利用者の減少に伴いまして、光熱水費ですとか、清掃業務委託費などが減少する見込みであるといったことで、歳出の減分の方が歳入の減収分を上回る見込みであるといったことから、その分を減額補正したいというものでございます。補正額といたしましては、委託料232万円の減でございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、土地開発公社対策基金及び事業資金の説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 7ページご覧いただきまして、こちらは土地開発公社の解散に伴いまして残余財産等を一般会計へ繰り入れる旨の補正予算を計上させていただきたいというものでございます。まず、上の箱でございますが、先ほどもご説明いたしました、土地開発公社の解散に伴いまして、土地開発公社基金条例を廃止し、基金の残額でございます395万3,000円を一般会計へ繰り入れたいというものでございます。次に下の箱をご覧いただきまして、こちらは土地開発公社において現在事業活動資金として775万3,565円と。あと大口の定期預金として1億5,000万。資本金として100万円の合計1億5,875万4,000円が残余として残っております。こちらにつきましても一般会計へ雑入として繰り入れたいと。そういった補正でございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和2年度3カ年事業実施計画についての説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 資料の方、別で冊子の方を付けさせていただきました。令和2年度3カ年事業実施計画。こちらの冊子の方をご覧いただきまして、1枚おめくりいただきまして。まず1つ目にはですね、始めにということで現在の社会情勢等の状況などについてまとめさせていただきました。その下2では実施計画策定の目的を。3では実施計画の位置づけ及び期間ということで示させていただきましたが、3の2をご覧いただきまして、この計画の期間でございますが、令和3年度から5年度までとじているものでございます。1枚おめくりいただきまして4の対象経費。対象事業でございますが、投資的経費や政策的または計画的に推進を必要とするものなどを示させていただきました。その下5ではですね策定にあたっての基本認識といたしまして、第8次総合計画の達成に資する施策や事業のほか、3ページにかけまして、4つほどこの基本認識についてお示しさせていただいたものでございます。その下3ページの6ではですね本市の財政見通しといたしまして、左側の箱については平成30年度。あと令和元年度については決算額を。令和2年度については予算額を。この3つを合算したものでございます。右側の箱については、令和3年度から5年度までの歳入歳出の見込み、そちらの方を付けさせていただきました。それを比較したものでございます。全体の傾向といたしましては、歳入において、税収などの減収する見込みとなっている一方で下の歳出において高齢化などを背景として伸びている扶助費。また、この表では、その他の中に含まれてございますが、老朽化した公共施設の維持管理補修費などが、増加要因となっております。それらを歳入の繰入金。こちら基金からの繰入れなどがございますが、そちらで賄うといった財政見通しとなっているところでございます。1枚おめくりいただき

まして、こちらからが3カ年事業実施計画の主要事業でございます。掻い摘んでご説明させていただきますと、まず、1番上で第9次総合計画でございます。今年度及び来年度で策定いたしたいというものでございます。次に上から4つ目の箱。私立保育園整備でございますが、こちらは本市の公立保育所につきましては、平成27年度に公立保育所民間活力導入実施計画というものを策定いたしまして、総合計画に基づき順次民間活力の導入等を進めていると。そのような中、令和3年度に新生保育所の移管を受けるめぐみ愛育園が園舎を建設するといったことから国とともに整備費の補助をするといったものでございます。1つ飛びまして、各種検診事業でございますが、こちらにつきましては、これまではほとんど集団での検診で実施していたところでございますが、今年度から3密を避けるためにも医療機関での個別の検診も導入していると。それに伴う追加費用などがございます。1つ飛びまして、こちら令和5年度での整備完了を目指しております荒川沖木田余線のI期工事。あと今年度から用地交渉に入っております田村沖宿線延伸道路整備でございます。その下の箱でございますが、今現在、まずは国のスマートインターチェンジ相談会に参加するために、設置の必要性や設置候補個所の件と概略設計など進めているところでございますが、その他利用台数の推計などの検討を次年度に予定していると。スマートインターチェンジ設置検討事業でございます。その下の箱をご覧くださいまして、市内の2つのインターチェンジ周辺へですね、企業への誘致を進めるべく現状調査などを行っているインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業でございます。さらにはその下の箱でございますが、コミュニティバスの導入に向けてですね現在アンケート調査などの結果について整理しつつ導入個所などの検討を進めている地域公共交通確保維持改善事業でございます。2つ飛びまして、上大津地区統合小学校整備でございますが、今年度、上大津西と菅谷小が統合いたしました。今現在、小学校の適正配置実施計画を策定しているところでございますが、総合計画に基づきまして、統合小学校の整備について、今後検討を進めて行く予定となっております。また、1番下の箱。新治運動公園整備修繕事業でございますが、事業費について横ばいになっていると。こちらは現在、多目的グラウンドの人工芝を舗装するにあたって、市施工とするのか、もしくはリースとするのか。ライフサイクルコストについて比較検証しているところでございます。手法が決まり次第速やかに整備に着手する予定となっております。5ページをご覧くださいまして、こちらからが8次総合計画の基本方針と大綱別にまとめたものでございます。主だったもののみご説明させていただきますと、まず、第1章計画推進の基本姿勢と第1節地域力と市役所力が一体となった協働のまちづくりにつきましては、こちらのページの下の部分ですね、第2項心豊かな生活を支える地域コミュニティの活性化をご覧くださいまして、ポツの1つ目はですね、各地区公民館の新築・増築・修繕費用に対して助成をしている地域コミュニティ施設新築等補助事業でございます。また、この下のコミュニティ助成事業については、宝くじの収益をですね地域のコミュニティ活動に対して助成をしている事業でございます。1枚おめくりいただきまして、7ページをご覧くださいまして、第2節行財政改革の推進と市民サービスの向上でございますが、こちらにつきましては、このページの下の部分ですね、第2項持続可能

な財政運営の推進でございまして、ポツの1つ目ですね、先ほどもお話をさせていただきましたがふるさと土浦応援寄付事業。こちら、予算では、年3億でまだ見込んでおるところであります。そちらの事業でございます。1枚おめくりいただきまして、右側9ページから第2章部門別計画となります。第1節市民が主役の安心・安全なまちづくりでございますが、こちらにつきましても、この上の箱ですね、第1項災害に強い安心して暮らせるまちづくり。こちらをご覧くださいまして、ポツの3つ目ですね急傾斜地崩壊対策事業でございますが、災害の恐れがある急傾斜地についてですね、法に基づきまして今現在崩壊防止工事などを実施しているところでございます。恐れ入ります。ページを2枚おめくりいただきまして、12ページですね。ここからが第2節の心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりでございますが、こちらの主なものといたしましては、上の箱で第1項生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実でございます。こちら箱のポツの2つ目GIGAスクール構想推進事業でございますが、今年度児童生徒1人に1台の端末を配備し、学校のICT関係の強化を図ったところでございます。次年度以降はそれらの端末のリース料となっております。1枚おめくりいただきまして、14ページですね。第3節活力とにぎわいのあるまちづくりでございますが、こちらの主だったものは右側ですね15ページ。その1番下ですね。第5項地域の魅力を生かした観光の振興でございますが、花火競技大会や今現在進めているサイクリング事業のほか、ポツの3つ目ではですね来年2月に再認定を目指しているジオパーク推進事業でございます。1枚おめくりいただきまして、17ページをご覧くださいまして、ここからが第4節のふれあいとあたたかいまちづくりでございますが、主なものといたしましては、もう1枚おめくりいただきまして、19ページですね。右側19ページをご覧くださいまして、その上の箱ですね第6項健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実でございますが、ポツの1つ目で公的医療機関であります協同病院に対する運営支援と2つ目で霞ヶ浦医療センター内の地域臨床ステーションにおきまして、筑波大から医師を派遣している寄附講座。これらをご案内させていただいたものでございます。1枚おめくりいただきまして、左側20ページ。ここからが第5節環境を重視するまちづくりでございますが、主なものといたしましては、お隣21ページですね1番下の箱第6項快適で衛生的な暮らしを支える下水道の整備でございます。ポツの1つ目で下水道の計画的な点検・調査・修繕・改修といったサイクルで進めている下水道ストックマネジメント整備などがございます。1枚おめくりいただきまして、22ページをご覧くださいまして、こちらからが第6節快適でゆとりのあるまちづくりでございます。主なものといたしましては、下の箱第2項持続的な発展を支える高質な都市基盤の整備でございますが、ポツの1つ目で冒頭でもご説明いたしましたとおりスマートインターチェンジ設置可能性検討事業。その他4つの街路事業でございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回(案)について、財政調整基金の

説明を願います。

○**山口財政課長** 総務市民委員会資料8ページの方にお戻りください。先ほど政策企画課長から説明がありましたように土浦市土地開発公社の解散に伴いまして、一般会計に歳入される公社対策基金及び残余財産を財政調整基金に積み立てを行うものでございます。積立金額につきましては、2番の補正予算額をご覧いただきたいと思っております。表の下の中ポツ補正額は、公社対策基金からの繰入金が395万3,000円、事業資金の残余が1億5,875万4,000円、合わせまして1億6,270万7,000円の積立を行うものでございます。ただし、こちらの方歳出予算上のお話でございまして、既に専決処分いたしました補正予算の財源として充当し、今定例会でも財源が不足しておりますので取崩しを行う予定でございまして、参考といたしまして、今年度の財政調整基金の推移を記載してございます。当初予算で1,000円の利子の科目計上、9月の補正では、実質収支の2分の1の7億572万3,000円の積立予算を計上いたしましたが、10月1日に専決処分をいたしましたインフルエンザワクチン接種費用助成の財源として785万1,000円を取り崩して繰り入れ、11月9日専決分では、法人市民税等の還付金やPCR検査費用等の助成として2億3,264万6,000円繰り入れてございます。今定例会では、土地開発公社の基金等の積み立てを補正予算として計上しておりますが、その他の事業の不足する財源を補うため3億9,616万9,000円の繰り入れを予定しております。今年度の財政調整基金の予算につきましては、計の欄にもございまして、昨年度の決算上の剰余金を積み立てたことによりまして、2億3,176万5,000円。積立金が取崩額を上回っている状況でございまして、今後の補正財源として、また、市税収入の減少が予想されておりますので、決算時において更なる取崩しが見込まれているところでございまして、財政調整基金全体の額につきましては、3番をご覧いただきたいと思っております。現在額は、11月9日専決分までの金額でございまして、本定例会において、積み立て、取崩しを行った後の合計金額は63億9,047万8,000円となるものでございまして、説明は以上でございまして。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和元年度土浦市の財務書類についての説明を願います。

○**山口財政課長** 続きまして、財務書類の説明をさせていただきます。財務書類に関しましては別添で本編の令和元年度土浦市の財務書類。それから要約版の分析要約の2点の方を用意をさせていただいております。財務書類につきましては、例年ご説明の方をさせていただいておりますので、今年度は、こちらの要約版の方を使って説明の方をさせていただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。財務書類整備の経緯、特徴については、統一的な基準に基づく財務書類の作成よりまして、複式簿記による発生主義会計を導入し、固定資産台帳を整備したうえで、類似団体等との比較や経年比較できるなど財政状況を多角的に分析することが可能となりまして、今後、行政評価、予算

編成等に活用できるのではと期待されているところでございます。財務書類の構成は、4つの表で構成されておりまして、1つ目が貸借対照表、これは、バランスシートと呼ばれているものでございまして、資金や公共施設、インフラなどの資産と借入金や将来の職員の退職金などの負債の状況を明らかにするものでございます。2つ目が行政コスト計算書で、福祉や教育などのサービスの提供など資産形成につながらない経常的な行政活動に伴うコストや受益者からの収入などフロー情報を表示しているものでございます。3つ目は、純資産変動計算書で、純資産、資産と負債の差額ですね、こちらがどのように変化したのか表示しております。4つ目が資金収支計算書、いわゆるキャッシュフローでして、資金の流れを性質別に区分しているものでございます。1枚おめくりをいただきまして、2ページをお願いいたします。こちらが財務4表による分析でございます。まずは、①貸借対照表でございます。貸借対照表につきましては、資産・負債・純資産を明らかにするもので、年度末において、将来世代に引き継ぐ資産がどれだけあり、また、将来世代が負担する負債がどれだけあるのか、さらには、資産と負債の差額である純資産は、これまでの世代が負担して支払いが済んだ正味の資産でございまして、世代間の負担の構成がわかるというものでございます。ここでは、一般会計等分について説明させていただきます。図の左上の固定資産につきましては、公共施設やインフラが含まれておりまして、市民会館耐震補強及び大規模改造工事、学校給食センター整備など公共施設において増加要因があったものの、減価償却による価値の減少分が取得分を上回ったため、全体として前年度比で1億円ほど減少しております。その下の流動資産は、財政調整基金や市債管理基金の積立などにより13億300万円の増加、固定資産と流動資産を足した資産合計は12億300万円の増加となりました。一方で右上の負債、こちら将来世代の負担は、地方債の繰上償還を実施したことなどによりまして、地方債を発行する以上に、借り上げる以上に償還、返済することができたことなどから3億6,000万円の減少となっております。資産合計から負債を差し引いた純資産。こちらの方は15億6,300万円の増加となっております。その下に、純資産比率というものがございまして、純資産比率。こちらは純資産合計を資産合計で割ったもの、除したものでございますけれども、総資産のうち、現役世代により負担している返済義務のない純資産がどれくらいの割合であるかを表しております。すなわち、総資産のうち、借入などの負債ではない、純資産といわれる、固定資産や現金預金などがどのくらいあるかというもので、この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれているものでございます。数値が高いほど良いとされているわけですが、一般会計では、55.0パーセントとなっております。これを過去及び現役世代が負担しているというものでございます。表の一番右側の類似団体平均の71.6パーセントと比べて低い水準となっておりますが、過年度と比べると改善傾向となっております。これは、さきほど説明しました通り、資産が増加、負債が減少し、純資産が増加しているため、若干ではありますが改善したものでございます。次に、将来世代負担比率は、これは資産に対する地方債の割合でありまして、社会資本整備のために、将来償還が必要な地方債でどれだけ負担しているかを算出して、社会資本等の形成に係る将来

世代の負担比重を見ることができるといえるものでございます。こちらは、比率が高いほど、将来世代の負担が重いもので、類似団体平均値の14.0パーセントと比較しますと、30.4パーセントと高くなっております。これは、近年、大規模事業を積極的に推進してまいりましたので、その財源として地方債の借入が増加したのが要因でございます。続きまして、有形固定資産減価償却率でございますけれども、有形固定資産の取得価格に対して、減価償却という、価値の減少がどれだけ進んでいるかを表しているものであります。建物などの償却資産について、全体として当初取得時の価格に対し、使用や時の経過による価値の減少の進行を表します。この比率が高いほど、施設の老朽化の程度が高いといえるということでございます。こちらは低いほうが良いわけでございますけれども、52.5パーセントと過年度と比べると数値が増加しております。これは、固定資産のところでお話ししました通り、市民会館や給食センター整備など大規模な資産形成がありました。減価償却による価値の減少分が取得分を上回ったためでございます。しかし、近年、公共施設の更新を積極的に行ってきたことにより、類似団体の平均値と比較すると低い水準にありまして、施設全体の老朽化の程度は、全体では低く抑えられているということでございます。貸借対照表をまとめますと、大規模事業の財源として地方債を充当していることもあり、純資産比率、将来世代負担比率は、他団体と比較すると数値が悪くなっているということでございます。これは、積極的に公共投資を行ってきたので、公共投資を行っていけば有形固定資産減価償却率の数値が良くなりまして、純資産比率と将来世代負担比率の数値が悪くなる相関関係になるものであります。つまりは、将来世代が便益を享受する資産を形成している一方で、将来世代の負担も少しずつ増加しているということがうかがえるものでございます。将来世代への負担が過重とならないよう、公共施設等への投資においては、財源のバランスをとりながら計画的に進めまして、財政負担の平準化を図ることが重要であると思っております。3ページにまいりまして、続きまして行政コスト計算書でございます。行政コスト計算書は貸借対照表に対して、資産形成につながらない費用と収益という観点から見た行政コストを明らかにするものでございまして、民間企業の損益計算書にあたるものでございます。費用としては行政サービス提供にかかったコストとしての人件費、扶助費などございまして、収益としては行政サービス提供の対価として得られる使用料、手数料などでございます。この費用から収益を差し引いたコスト、つまりは行政サービス提供の直接的な対価で賄いきれなかった分が純行政コストとなりまして、昨年度と比較すると5億1,100万円減少しております。その下の住民一人当たりの行政コストは、こちらは、各行政コストを住民基本台帳人口で除したものでございます。行政コストを住民一人当たりで算定することによりまして、同種の行政サービスをどれだけのコストで実現したかということと比較することができるものでございます。物件費が大きく減じたものの、社会保障給付費が増してございまして、住民一人当たりの行政コストは微減となっているところでございます。また、分子である純行政コストの金額が下がったものの、分母の人口も減っておりますのでこうしたことも微減にとどまった要因の一つであるといえると思っております。なお、他団体との比較では、同水準を維持して

ございます。続きまして、3番純資産変動計算書です。こちらは、貸借対照表の令和元年度中の純資産の変動要因を明らかにするものでございます。図をご覧ください、平成30年度末の純資産が989億5,400万円でございます。行政サービスにかかるコスト、純行政コスト429億3,400万円に対して、これを賄う財源調達として税込、交付税、国庫補助金等が432億9,600万円でございます。この差額3億6,300万円が純資産として増加したものでございます。このほか、神立一組からの神立駅自由通路等の移管等12億円分を含めると、純資産の変動額は15億6,300万円の増加となったものでございます。4ページをお願いいたします。資金収支計算書でございます。資金収支計算書は、いわゆるキャッシュフローといわれるもので資金の流れを区別に明らかにするもので、この指標からは基礎的財政収支、プライマリーバランスを算出することができます。プライマリーバランスとは、歳入歳出から地方債の借入と償還を差し引いた収支のバランスでございます。中ほどの図をご覧くださいと思います。上が収入、下が支出のグラフとなっております。中ほどに区別収支の説明がございますけれども、業務活動収支は経常的な行政活動で収入は税込など、支出は投資・財務活動以外の各行政サービス。投資活動収支は、資産の増減を伴う収支で収入は国庫出金など、支出は公共施設整備などでございます。財務活動収支の収入は地方債の借入、支出はその償還となります。縦の破線で区切られた右側の財務活動収支、地方債の借入・償還、また基金の出し入れを除いた左側の業務収支、投資活動収支がプライマリーバランスでありまして、令和元年度は19億6,700万円のプラスとなりました。ここからは業務活動収支の黒字分を投資活動収支に充当しまして、さらには地方債の償還に充当したとも言えます。その下の表にもございますようにプライマリーバランスは、昨年同様プラスとなったわけでございますけれども、平成29年度にはマイナスとなっております。これは大規模事業に集中的に投資した結果でございます。投資活動支出が増加した一方で財源は地方債で賄われる部分が多いため、プライマリーバランスが悪化したものでございます。今後も公共投資と公債残高のバランスを考慮して公債に過度に依存しないよう、将来世代の負担が重くならないような安定的な財政運営が必要であるというところでございます。説明については以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和2年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方（案）についての説明をお願いします。

○山口財政課長 続きまして、令和2年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について説明をさせていただきます。別添の冊子をお願いいたします。長期財政見通しは、昨年を除いて平成25年度から例年策定しているものでございます。おめぐりいただいて、1ページをお願いいたします。1番にございますとおり、昨年11月に市長が交代をしまして、現在、新たな視点で事業展開に取り組んでいるところでございます。しかしながら財政状況は、近年の公共施設整備に伴う維持管理費や公債費のほか、社会

保障関係費の増、インフラの老朽化など多くの課題を抱えておりまして、これに加えまして新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市税の大幅な減少が見込まれるなど、予断を許さない状況でございます。このような中、持続可能な行政運営の指針とするため事業実施計画の策定にあわせまして、長期的な展望に立った財政見通しを策定したものでございます。前提条件等を簡単に説明いたしますと、会計は、一般会計分、期間は令和3年度から令和12年度までの10年間。基本条件といたしまして、白丸の3つ目、公共施設等の維持補修費について予期できないものもございまして、年間5億円ほど実施計画に加算して見込んでおります。また、その下ですが主要事業については、事業実施計画で説明がありましたが実施のスケジュールや事業費が見通せないものが多々あることから、投資的経費を年間35億円に平準化して織り込んでいるところでございます。人口については、3月に策定した人口ビジョンをもとに市税や扶助費の試算に反映させているところであります。5ページをお願いいたします。主要事業の一覧です。こちらは、事業実施計画と同じとなっております。汚泥再生処理センターが本年度で完了しまして、大規模な公共施設整備事業は少なくなっており、ハード事業で残っているのは、中ほどの各街路事業や下から3つ目の令和4年度までの神立駅西口地区土地区画整理事業などでございます。また、新たな事業といたしましては、表の中ほどから少し下のスマートインター設置やインターチェンジ周辺への企業誘致、上大津地区統合小学校整備などが加わっておりまして、このような事業の実施を織り込みながら推計をしているところであります。6ページ、7ページをお願いいたします。こちらが長期財政見通し総括表でございます。1の長期財政収支の表の下から3番目の列が歳入から歳出を差し引いたもので、黒三角は、当初予算における歳出の超過分を表しております。その下は、その不足分を一般財源基金で補う金額でさらにその下の歳入マイナス歳出では、一般財源基金で補い切れない金額を表しております。本見込みにおきましては、令和3年度予算から収支不足が生じ、同額を一般財源基金で補填してまいりますと右側の合計の欄にありますように、令和12年度までの収支不足の合計は88億9,500万円となるものでございます。これは令和2年度予算時の一般財源基金を上回ることから、令和12年度には基金が枯渇をいたしまして2億1,060万円の財源不足が生じる見込みというものでございます。前回の平成30年度の長期財政見通しでは、平成36年、令和6年度でございますけれども、基金が枯渇する見込みでございましたが、本年度の見込みでは、6年ほど枯渇の時期を先延ばしができる見通しとなったというものでございます。この要因としては、平成30年度の見通しでは、平成30年、令和元年度には収支不足として一般財源基金を取り崩す見込みでございましたが、法人市民税を中心として市民税収入が好調だったことなどによりまして、ほぼ一般財源基金を取り崩さずに、決算剰余金を活用して地方債の繰り上げ償還や基金への積み立てを行えたこと。また、先ほど主要事業で説明いたしました、大規模な公共施設整備が終息してまいりまして投資的経費の減少が見込まれることなどがあげられます。しかしながら、上大津地区の統合小学校については、事業実施計画に整備費が見込まれていないことや現在検討している新たな事業については、調査や計画段階の事業が多く、実施時期

や事業費が見通せていないということもございまして、今後、これらの事業化がされれば財政状況が本見通しよりも悪化することも想定されるものでございます。8ページをお願いいたします。本年度の当初予算では、収支不足ゼロ、基金の繰り入れを行わない予算を組むことができましたが、感染症の影響によりまして市税収入の大幅な減少が見込まれており、また、令和3年度以降も法人市民税・個人市民税ともに大幅な減収が予想されます。歳出面では、高齢化や雇用環境の悪化、幼児教育・保育の無償化などに伴う扶助費の増、これまでの大規模事業による公債費の増などによりまして、収支不足が発生しまして、令和2年度から令和12年度までの累積収支不足額は、先ほども申し上げた89億円となるところでございます。平成30年度見通しの10年間の不足合計145.2億円は下回っておりますけれども、依然として厳しい状況でございます。9ページからが歳入・歳出の見通しになりますが、細かくなりますので割愛させていただいて、19ページをお願いします。19ページは財政指標の見通しでございます。4つの指標を記載しておりますが、グラフにもありますように、このうち3つはほぼ横ばいでございます。大きく変動しているのは、グラフ中ほどの将来負担比率でございます。将来負担比率につきましては、地方債の償還や債務負担行為の額、それから市が将来にわたって負担すべき職員の退職金、広域事務組合の公債費や公社などの負債など、将来の財政負担と考えられるものから基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入を差し引いた実質的な負担額が標準財政規模に対してどれくらいの割合かを示すものでございます。収支不足によりまして、基金の残高が減少いたしますが、それ以上に地方債の残高が減少していくため、これを反映して大きく数値が低下していく見込みとなっていくものでございます。健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率とも財政健全化団体指定の基準を下回る比率で推移する見込みでございますけれども、将来の施設更新費用や大規模修繕費用、新たな政策事業にかかる費用、また、増加傾向にある社会保障経費などは勘案されないため、本見通しの策定を通して、今後も財政状況を中長期的に見極めていかなければならないと思っております。最後に20ページ、21ページをお願いいたします。先ほどらい、何度もお話ししております通り、令和12年度までの累積収支不足は89億円。一般財源基金は、令和12年度に収支不足を埋め切れずに枯渇するという見通しとなりました。そのような状況となりますと、使用料等公共料金の値上げや各種事業の中断、停止等を行わなければならなくなりまして、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなってまいります。しかしながら、これは見通しでございまして、このとおりに必ずなるというわけではございませんが、現状、手をこまねいていますと、このような状況を招きかねないと危惧されるものでございます。この長期財政見通しを真摯に受け止めまして、2番に記載された取り組みを推進しまして、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと思っておりますので引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○吉田(博)副委員長 財政課長、最後の長期財政見通しだね。今説明を受けましたけれど、相変わらずきついな。何とも本当に細い板橋を渡っているようなところで、自転

車操業という言葉が合うかどうか分からないけれど、大変、常に注視していかなければならないというような感じを受けます。ましてや、今後コロナの影響で歳出を抑えるというのはもちろんだけれども、歳入の動向が大変見通しがつかないというような状況だからね。その辺も極力注視して頑張ってみてください。以上です。感想です。

○**島岡委員** 今の見通しの中には、売却をする。例えば資産の、不用資産の売却に関しては入ってませんよね。

○**山口財政課長** 歳入を確保しなくてはならないということがございますので、不用資産の売却というのは、これから取り組まなくてはならない。取り組んで行こうというところに記載はされておりますが、収入としてはまだ見込んでおりませんので。

○**島岡委員** 全く見込んでないということですね。大体どのくらいの資産を売却できるというのも、それはわからない。

○**山口財政課長** 売却できる資産。売却できない資産というものがあるとは思いますが。例えば学校ですとか。そういういったもの。売却するのかどうかというのも含めまして、ただ今検討している再編計画等で検討しているところでございますので、その辺の金額というのを見込めないところでございます。

○**今野委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回(案)について、広報広聴費新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の説明を願います。

○**北島広報広聴課長** 9ページをお願いします。広報広聴費関係の補正予算案についてご説明させていただきます。初めに1つ目の丸。広報広聴費新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金でございます。補正の理由でございますが、本年5月1日と5月15日の2回、新型コロナウイルス感染症に関する臨時の広報紙を発行してございます。当初予算の中で執行していたものでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に採択され印刷費について交付金が交付されることになりましたことから歳入予算の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、たのしむ茨城テレワーク移住促進事業補助金の説明を願います。

○**北島広報広聴課長** 続きまして、2つ目の丸でございます。たのしむ茨城テレワーク移住促進事業補助金についてでございます。テレワーク移住促進事業については、前回9月議会において事業に係る経費の補正予算をお願いしたものでございまして、コロナ禍によりテレワークが広がりを見せる中、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力を知ってもらおうという取り組みで自転車のまち土浦お試しウィークとして実施するものでございます。補正の理由でございますが、本事業が県のたのしむ茨城テレワーク移住促進事業補助金。こちらに採択されまして、事業費の2

分の1の補助金が交付されることになりましたことから歳入予算を増額補正し、事業費について財源更正を行うものでございます。自転車のまち土浦お試しウィークについては来年1月27日からと2月3日からの実施を予定してございまして、現在、催行会社である近畿日本ツーリストと今月中旬から募集が出来るよう準備を進めているところでございます。本委員会ではチラシも刷り上がり詳しくお示しができると思いますのでよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。暫時休憩いたします。午前11時10分再開いたします。

(市長公室退席)

(午前11時5分 休憩)

(午前11時11分 再開)

(総務部入室)

○今野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回(案)について、地域防災関係新型コロナウイルス感染症対策事業の説明を願います。

○真家総務課長 令和2年度土浦市一般会計補正予算(案)第11回。地域防災関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。まず、補正の理由につきましては、避難所におきます新型コロナウイルス等の感染症対策といたしまして、適切かつ円滑な避難所運営に必要な物資を備蓄するための補正でございます。続きまして、物資の具体的な整備内容でございます。まず、(1)パーテーションでございますが、こちらは旧穴塚小学校。旧上大津西小学校。旧藤沢小学校。旧山ノ荘小学校については廃校になってございますが、指定避難所となっている4校分についてのものがございます。これらの小学校におきましては、教室自体が普段清掃されておらず、病気や体調不良者用に使用することができないことから体育館の中におきまして、健常者用のスペースとは別に病気や体調不良者用のスペースを区分するために配備するものでございます。続きまして(2)の簡易間仕切りと(3)の間仕切り用不織布につきましては、指定避難所におきましては、7月臨時議会の補正予算で購入いたしましたプライバシーテントやエアマットは原則体育館での利用を想定してございますが、体調不良者用につきましては、教室を活用することになるために、教室の中における間仕切り用として購入するものでございます。続きまして、(4)の非接触型体温計につきましては、すでに27カ所の指定避難所には配付済みとなっておりますが、

緊急指定避難場所で非接触型体温計が未設置でございます市内の高等学校8校分とワークヒル、さらに霞ヶ浦環境科学センター分についても、新たに配備を進めるものでございます。以上補正予算額といたしましては、需用費消耗品費188万8,000円の補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についての説明を願います。

○今野人事課長 2ページをご覧いただきたいと思います。土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正案についてご説明をさせていただきます。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、本年10月に人事院勧告が発出されましたので、その後の県の人事委員会勧告、国家公務員の給与法等の改正、更には本市職員組合との交渉も踏まえまして、本市職員の給与等について、所要の改定を行うものでございます。内容につきましては、ボーナスにつきまして0.05月分を引き下げるものとなっております。それでは内容について、2番の改正内容をご覧いただきたいと思います。まず、(1)の職員給与の改定でございます。2番の改正内容でご説明いたします。①のボーナスにつきましては、官民格差を踏まえ12月期支給分の期末手当を0.05月分引き下げるものでございます。なお、再任用職員につきましては、改定はないということで人事院勧告がございます。次に②でございますが、表にありますとおり令和3年度の6月期及び12月期に支給する期末勤勉手当の支給割合が均等になるよう配分するものでございます。表をご覧いただきますと、令和3年度は6月期の支給割合を0.025月分を引き下げ、12月期の支給割合を0.025月分引き上げることによりまして同率2.225とするものでございます。次に(2)及び(3)でございますが、市議会議員。市長や常勤特別職につきまして国に準じて、それぞれの関係条例を改正し、期末手当を0.05月分引き下げるものでございます。①のとおり12月期支給分を減額し、②のとおり来年度は6月期と12月期が均等になるよう配分するものでございます。さらに、(4)につきましては、一般任期付職員について、一般職員と同様に引き下げとなりますが、弁護士など専門的な知識を有する人材につきましては特定任期付職員として、給与について、国家公務員に準拠し、期末手当の引き下げ改定を行うものでございます。なお、現在本市には任期付職員の任用はございません。それから(5)につきましては、会計年度任用職員についてでございますが、会計年度任用職員につきましては支給月数を再任用職員と同じ月数としているため、今回は変更はございません。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 (1)で一般職員の場合の減額の金額でいうとどのくらいになりますか。

○今野人事課長 こちらですが、平均で1万7,000円ほどになります。

○久松委員 減額総額でいうと、どのくらいですか。

○今野人事課長 およそ2,000万になります。

○久松委員 はい。了解。

○今野委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回（案）についての説明をお願いします。

○今野人事課長 4ページをご覧いただきたいと思います。令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回（案）について説明をさせていただきます。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、本年の人事異動等によります人員の増減に伴う過不足の補正や当初予算に対します退職者や育児休業による人員の減に伴う予算の補正。それから土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正により期末手当支給率の改定を実施することに伴う予算の補正をお願いするものでございます。2番の補正予算額につきましては、次の5ページをご覧願います。令和2年度第11回補正予算に係る職員人件費補正予算案の概要をご覧いただきたいと思います。会計ごとの補正予算の状況でございます。ご案内のとおり人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成をされております。項目の左から会計、補正前の予算額、補正予算額、それから計とありますが、補正後の予算額になります。単位はそれぞれ千円単位となります。項目の会計ですが、一般会計と5つの特別会計の区分について標記をしております。それから補正前の予算額の枠内の一番右側の計という項目の一番下の網掛けになっている数字。80億9,691万5,000円が補正前の予算の総額になります。この当初の予算に対しまして補正予算額が総額で3,877万円の減額となります。補正の要因といたしましては、人事院勧告に伴う期末手当の支給減や育児休業者が37名程度いたこと。それから予算編成後の予定外の普通退職者が5名いたことによる支給対象者の減少によるもので、このことによりまして、人事院勧告に伴う期末手当、それから退職、育児休業に伴う給料の支給対象者の減による給料の減。それから共済組合などの費用が減額補正となるものでございます。特に育児休業による支給対象者の減は当初の見込みよりも12名ほど多くなっております。補正後の予算につきましては、1番右側の1番した網掛けのところになります。総額で80億5,814万5,000円となります。説明の方は以上です。よろしく願いいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回（案）について、財産管理関係新型コロナウイルス感染症対策事業の説明をお願いします。

○秋山管財課長 6ページ、7ページをお開けください。令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回。財産管理関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。今回、補正の内容なんですが、現在市役所の窓口では農業用ビニールにてウイ

ルス拡散を防止しておりますが、今回本庁舎の新型コロナウイルスの感染症対策といたしまして、透明アクリルパーテーションを購入し、窓口に設置することで飛沫感染の対策を実施するものです。2番といたしまして、アクリルパーテーションの設置箇所は、本庁、ウララ1回ですが、ウララ1なんです、こちらの1階から4階までの窓口。11カ所と、ウララ2の7階の教育委員会の12カ所に、幅90センチの自立式の透明アクリルパーテーション123個を考えております。3番の補正予算の案ですが、こちらにつきましては、需用費の消耗品といたしまして、歳出補正額173万2,000円の増でございます。補正予算の説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算第11回(案)についての説明を願います。

○天貝議会事務局次長 資料の8ページをお願いいたします。先程、人事課の方から説明がございましたように、議員の皆様の手当の引き下げに係る条例改正が行われることとなります。それに伴いまして、2番の補正予算額にお示ししましたように、1目議会費の3節職員手当等のうち議員期末手当65万2,000円を減額補正するものでございます。具体的に1人当たりの減額額につきましては、議長が3万2,775円、副議長が2万8,750円、他の議員が2万6,852円ということでございます。説明は以上です。

○今野委員長 この件について何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和3年度に向けた行政機構の一部見直しについての説明を願います。

○今野人事課長 9ページをご覧ください。令和3年度に向けた行政機構の一部見直しについてご説明させていただきます。令和3年度の行政機構につきましては、優先的に取り組む施策や新たな行政課題に対応した組織の設置など、機能的・効率的な組織の構築を図るため一部見直しを行うものでございます。10ページをご覧ください。上から機構順に説明をさせていただきます。まず、総務課危機管理室を防災危機管理課として独立させ、防災力の向上及び災害発生時の迅速で適切な対応を図る体制をとるものでございます。次に子育てに関する業務を集約強化することにより、一層の市民サービスの向上を図るため、こども未来部を新設いたします。この部には現在のこども福祉課、こども相談課の業務に加え、療育支援センターと母子保健業務、放課後児童クラブ業務を集約します。具体的にはこども未来部の新設に伴いまして、課を再編し、企画、相談、施設管理の3つの機能を柱とした課の新設を行います。1つ目は、こども政策課でございます。こどもに関する政策の統括を行うほか、現在の少子化対策室の業務を行います。2つ目は、こども包括支援課でございます。こどもに関する総合相談機能という位置づけを行いまして、虐待、DV対応のほか、健康増進課から移管される母子保健業

務。障害福祉課から移管される療育支援センター業務を扱います。3つ目は、保育課でございます。こちらは保育所児童館に加え、文化生涯学習課から移管される放課後児童クラブの管理運営を行います。なお、こどもランドも保育課の所管となります。一方、保健福祉の所管につきましては、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課となり、福祉事務局長は、保健福祉部長といたします。このほか、社会福祉課特別定額給付金。特別定額給付金対策室が、事業終了に伴い廃止となり、新生保育所が民営化となり廃止となります。次に、都市産業部でございますが、都市産業部を分割再編をいたしまして、新たに産業経済部と都市政策部を新設いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大により打撃を受けた地域経済を産業経済対策をはじめ、企業誘致やスマートインターチェンジの整備促進、公共交通政策など、新たなまちづくりの重点施策を推進するための体制づくりとなるものでございます。産業経済部の所管は、商工観光課、農林水産課のほか農業委員会、産業文化事業団、観光協会、農業公社、ラクスマリナーとし、都市政策部には、都市整備課を新設し、現在の都市計画課まちづくり推進室。それから建設部、公園街路課の都市施設管理係、公園緑地係の業務を行います。次に11ページをご覧ください。建設部でございますが、公園街路課の都市施設管理係と公園緑地係は、先ほどご説明申し上げたように都市産業部の都市政策部の都市整備課の方に移管されます。また、街路係につきましては、道路建設課工務係へその業務を移管することとなり、公園街路課につきましては、廃止となります。次に、教育委員会でございますが、学校給食費の公会計化に伴い、収納関係事務が各小中学校から市に移管されるわけでございますが、学校給食センター再編事業の終了もあり、業務分担を見直した結果、給食センターで給食費の収納関係事務を行い、学校保健業務を学事係に移管することとし、学務課保健給食係を廃止といたします。次に、文化生涯学習課でございますが、課を分割再編化し、文化振興課を新設いたします。歴史と文化のまち土浦を次の世代へと引き継ぐため、文化財の保護と活用、及び文化芸術活動の推進を図るものでございます。文化振興課には、現在の文化振興室の業務を再編し、地域に根付いた祭りや歴史的伝統文化をまちづくりに活かすため、文化財の保護と活用を図り歴史と文化のまち土浦を次の世代と引き継いでいくとともに文化芸術推進を図るため、文化財係と文化芸術係を設置いたします。最後に消防本部になりますが、こちらは、市民に分かりやすい名称とするため、総務課を消防総務課に改めるとともに、現在、警防救急課に24時間体制の指揮隊受令業務がございますが、こちらを日勤業務とそれから24時間業務という流れの中で、災害発生時に迅速で適切な対応を図れる体制とするため指揮指令係を分割するものでございます。以上が令和3年度の行政機構の一部見直しの内容となります。今回の機構改革は、近年では例のない大規模なものとなりますが、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かあるか。

○吉田(博)副委員長 この前、部長さんに事前にご説明いただきました。その中で、本当に人事課長が言うように最近例を見ない一部でいいのか、これはというような機構の見直し。これは見てもわかるとおり、安藤市長のいわゆる市長となって自分がやるべ

きものの気持ちがよく出ている改革だなというのが、まず、第一印象を受けました。それと、この前部長に言ったんですけれども、通年だと3月議会で予算と同時に機構も改革というのが、ずっと出ているのが土浦市の今までの慣例だったんですけれども、この12月の議会に機構改革を出すというのは、私は、これはいいなあというような感じは受けました。やはりこれから12月からずっと来年の当初予算までいろいろ予算編成もあるし、人事の関係もあるわけだから、わかりやすくね議会に対して12月の議会に出すというのは、私は大変結構なことだと思いました。はい。感想です。

○今野委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。

次に、報告事項について、令和3年度市・県民税の申告受付についての説明を願います。

○川上課税課長 令和3年度申告受付についての説明をさせていただきます。12ページの方をお願いします。新型コロナウイルス感染症患者数が増加を見せている現在でございますけれども、確定申告の方は予定どおり実施するという事で国の方から各自治体に要請が来ております。本市におきましても令和3年2月16日から3月15日まで例年どおり、本庁舎課税課のカウンターにおきまして確定申告及び市県民税の申告の受付を行って行く予定でございます。さらに本庁舎での受付に先立ちまして、2月1日の神立コミセンから2月12日の六中地区公民館まで、市内6カ所へ出向きまして出張申告の方を行っていきます。受付時間は8時半から16時とし、平日にこられない方のために2月の21日と28日の日曜日、休日受付を行ってまいります。今回の申告受付が決まりまして、もっとも大事なことは資料にも書かせておりますけれども新型コロナウイルスにかからない、うつらない、うつさないということだと思っております。そのため感染防止対策といたしまして考えているのが次の3つでございます。まず1つ目が確定申告の電子申告の割合を増やすことでございます。確定申告にはマイナンバーカードを利用した電子申告。それからマイナンバーカード方式が普及するまでの暫定措置としてのIDパスワード方式。こちらはあらかじめ税務署に利用者識別番号とパスワードを登録しておいて、電子申告を行う方式でございます。それから国税庁の確定申告書作成コーナーで作成した申告書を印刷し郵送する、この3つの3密にならない申告方式でございます。また、市県民税におきましても、土浦市のホームページの中にですね、市県民税の申告書を作成するソフトがございます、そちらを利用し印刷し、郵送する方法がございます。まずは申告会場への来場者を減らすためインターネットが利用することができ、申告書を作成することができる方に対しましては、市報やインターネット、すいません。市報やホームページを利用しまして、電子申告及び郵送による申告をお願いして行こうと考えてございます。次にインターネットを利用できない方、それから自分で申告書を作成できない方への対応ですけれども、申告会場では密を避けるためにはですね、申告会場での待ち時間を出来るだけ短くすることにあると思っております。そのため申告に来られる時間をあらかじめ電話で予約をしていただきまして、来庁後速や

かに申告していただけるような体制を取ってまいりたいと考えております。そのため6カ所の出張申告におきまして、以前はお住まいの住所を限定して申告に来ていただくようご案内をしていたところでございますけれども、出張申告及び本庁舎での都合の良い時間を予約し申告していただくよう、こちらも市報やホームページを利用し、広く周知してまいりたいと思っております。そうはいいまして、予約をしないで来庁される方、必ずいらっしゃると思っておりますので、そのような方は申告をお断りをするのではなく、予約状況を見まして受付を行っていくような体制を取ってまいりたいと思っております。3点目といたしましては、当然のこととは思いますが、飛散防止のフィルム等の設置、記載台等の消毒など感染防止の対策など取ったうえで、無事に申告受付を終了させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○今野委員長 この件について何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和3年度の中小事業者等に対する事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度についての説明を願います。

○川上課税課長 軽減制度について説明をさせていただきます。13ページ、14ページをお願いいたします。この内容は5月の臨時会におきまして、市税条例の一部改正で議決をいただいた内容でございますが、新型コロナウイルスによる収入減に見舞われている中小企業者の皆様に対しまして、その減収割合に応じて事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減をしていくというものでございます。軽減措置の申請期間がですね、令和3年1月4日から2月1日までとすぐ目の前に迫り中小企業者から委員の皆さまにも問い合わせがあるかもしれませんので、再度資料として出させていただきますのでございます。中小企業者の皆様への周知といたしましては、今月17日発行の市報にこの概要の方を掲載させていただきました。さらに詳しい内容は市のホームページの方にも掲載をしてございます。また、土浦市商工会議所から依頼がございまして、来年の1月12日中小企業者の皆さまに、この制度についての説明、及び質疑応答を行う予定でございます。申請書の受理にあたりましては、秘書の内容を務めてまいりますのでよろしく願いいたします。説明は以上です。

○今野委員長 この件について何かあるか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算(第10回)市税過誤納還付金、専決処分についての説明を願います。

○大橋納税課長 15ページをお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算(第10回)市税過誤納還付金、専決処分についてでございます。1番の概要でございますが、市内企業1社。ここでは仮に製造業のA社とさせていただきますが、そのA社から確定申告及び平成30年度修正申告がございました。この申告により、予定納税で納めていただいていた法人市民税をお返ししなければならなくなったため、さら

には、高額還付金に係る加算金への影響が大きいため、速やかに専決処分による補正予算の計上及び執行にて対処したものでございます。2番還付金の内容でございますが、それぞれ事業年度に対し2件。合計2億2,303万9,300円をお返しするものでございます。3番は令和2年11月9日に専決処分とさせていただいたものでございます。

○**今野委員長** この件について何かあるか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、和解について(投票施設管理瑕疵)の説明を願います。

○**真家選挙管理委員会事務局次長** 投票施設管理瑕疵に係る和解についてご説明いたします。16ページをお願いいたします。案件につきましては、投票施設管理に係る損害賠償でございます。昨年の土浦市長選挙の投票日である11月10日に高津投票所でございます土浦第四中学校のトレーニングルーム内で投票に来ていました・・・・・・に在住の・・・・さんが通路部分に敷かれたロールマット上で転倒し、肩を負傷したものでございます。17ページをお願いいたします。こちら転倒事故がありました土浦第四中学校のトレーニングルームの位置図でございます。続きまして、18ページをご覧ください。右側につきましては、転倒事故がありましたロールマットの写真でございます。事故当時は左側の写真のようにゴムが若干硬化して写真の様に波打ったような凹凸が出来ていたかと思われまして、16ページにお戻りいただきたいと思っております。5番の和解の概要についてでございます。相手方に治療費、通院費等として15万6,860円を支払うものでございます。こちらについては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、10月22日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かあるか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

その他総務部から何かありますか。

○**秋山管財課長** 指名停止処分につきまして、ご報告させていただきます。去る10月の20日に大畑地内、下水道管死亡事故につきまして、契約当事者である東栄商事に11月19日から11月18日までの2カ月間指名停止処分にいたしましたことを、ご報告させていただきます。

○**今野委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 総務部の皆さんは退席して結構です。
(総務部退席)
(市民生活部入室)

○**今野委員長** これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、令和2年度土浦市一般会計補正第11回予算(案)について、コミュニティ事業助成事業の説明を願います。

○**五来市民活動課長** 1ページをお開き願います。令和2年度土浦市一般会計補正予算案、コミュニティ事業助成事業についてご説明いたします。1番の補正理由でございます。コミュニティ事業助成金は宝くじの社会貢献事業といたしまして、住民の行うコミュニティ活動に対し、自治総合センターから県を經由して住民の希望する団体に助成を行っております。今年度は当初予算で2町内に補助を予定しております。今回自治総合センターから新型コロナウイルス感染拡大防止の状況に鑑みまして助成事業の追加募集がございまして、短期間で終了すること等の条件がありましたが、対応できる団体を推薦するために増額補正をお願いするものでございます。2番の補正予算額は、歳入歳出ともに250万円を増額いたします。市が団体に補助する金額、上限が250万円でございます。全額が年度末に助成金として入ってまいります。3番補正予算の内容でございます。今回の推薦団体は、まりやま新町自治会になりまして、町内の放送設備の整備でございます。既存のものが老朽化しており更新するものでございます。こちらの事業は希望している町内が多く、毎年順番に推薦をしております。今回は期間が短くて、お祭りの備品等以外の単純に購入するものと限られましたことから該当する町内から順番で、まりやま新町を推薦するものでございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正第11回予算(案)について、神立コミセン新型コロナウイルス感染症対策の説明を願います。

○**五来市民活動課長** 2ページをお開き願います。令和2年度土浦市一般会計補正予算(案)、神立コミュニティセンター管理運営事業、新型コロナウイルス感染症対策についてご説明をいたします。1番の補正理由でございます。新型コロナウイルスの感染防止及び新しい生活様式に対応いたしました施設整備を行うものでございます。まず、トイレにつきましては、水を流す際に発生する飛沫による感染を防止するために、和式トイレ8台を、蓋つきの洋式トイレに改修をいたします。蓋を閉めてから水を流すようにしていただくものでございます。また、3密を避けた施設利用を促進するためにインターネット環境、Wi-Fi、公衆無線LANでございますが、こちらを整備いたします。2番の補正予算額は、トイレの洋式化の工事がほぼほぼでございますが、総額599万5,000円でございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、令和2年度土浦市一般会計補正第11回予算(案)について、神立コミセン債務負担行為及び土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定については関

連がありますので一括して説明を願います。

○**五来市民活動課長** 順番が前後して大変申し訳ありませんが、4ページの方をお開き願います。土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明いたします。1番提出理由でございます。神立コミュニティセンターの現在の指定管理の指定期間が3月末で満了いたしますことから、次期の指定管理者の指定について議会の議決をいただくものでございます。3番の指定する団体は、神立地区コミュニティセンター管理運営協議会でございます。4番指定期間は令和3年4月から令和8年3月の5年間でございます。5番の指定管理料は5年間で8,543万5,000円。こちらは後ほどご説明をいたします。6番の選定理由でございますが、今回指定する管理運営協議会は地域の住民で組織されており、住民の交流の促進を図るために設立された団体でございます。地域団体の特性を生かすことにより事業効果が期待できるものでございます。また、平成14年度の開館以降、指定管理者としての実績がございまして、適切な事業運営を行っておりますことから指定管理者として選定するものでございます。お戻りいただいて3ページをご覧ください。一般会計補正予算(案)、神立地区コミュニティセンター管理運営事業、指定管理料についての債務負担行為につきましてご説明いたします。1番債務負担行為の理由でございますが、指定管理者の指定に伴いまして、次期指定管理期間5年間の指定管理料について債務負担行為を設定するものでございます。2番の補正予算額は8,543万5,000円。こちら4番の算出根拠の方をご覧くださいますと、管理運営に要します年間の経費の見込み額が1,789万8,000円。こちらから施設利用料等の収入を差し引いた年間の指定管理料。こちらが1,708万7,000円。それを5年間となります。現在の指定管理料と比較いたしますと、年額で140万円ほど増額となります。こちらは5年前と比較いたしますと人件費であるとか光熱水費が上昇している。さらには消費税率の変更があったことを反映したものでございます。説明は以上でございます。よろしく願います。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定についての説明を願います。

○**坂本生活安全課長** 5ページをお願いいたします。土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定についてでございます。まず、1の提出理由についてご説明させていただきます。土浦市自転車駐車場の管理運営につきましては、平成18年度から管理指定制度を導入しておりますが、今回令和3年3月31日で現在の指定期間が満了となるため、新たな指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を要することから議案として提出させていただくものでございます。2の指定管理を行う施設の名称ですが、土浦駅西口地下自転車駐車場他7カ所でございます。この合計8カ所の管理運営に対しまして、一括で指定管理制度を導入しているところでございます。自転車駐車場の概要につきましては、6ページが一覧となっておりますのでご確認いただければと思います。3の指定管理者の指定をお願いする法人の名称は公益

社団法人土浦市シルバー人材センターでございます。なお、指定管理者は協定により定められた額を市に納付するということになっております。今回提出された計画書では、年間1,100万円が納付額となっております。4の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しております。最後に5の指定管理理由につきましてご説明させていただきます。今回指定管理者の募集につきましては8月7日から9月7日までの1カ月間募集を行いまして、公益社団法人土浦市シルバー人材センターと株式会社日本駐車場工学研究会の2つの法人の方から申請がございました。その後10月に土浦市の公の施設の管理指定候補者選定委員会において、ヒアリングを実施するとともに事業計画書等を審査した結果公益法人土浦市シルバー人材センターが自転車駐車場の管理運営について長年の実績があること。それから人員配置についても問題がないこと等を精査いたしまして、今回指定管理者として候補として、議会の議決をお願いするものでございます。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について、家庭ごみ処理手数料の説明を願います。

○**渡辺環境衛生課長** 本案件についてご説明いたします。始めに本案件の改正の趣旨でございますが、今回家庭ごみ手数料の改正。いわゆるごみ袋の値段の引き下げを行うもので、有料化につきましては、平成30年10月から導入いたしているものでございます。導入後は家庭系ごみの排出量は抑制され、第2次ごみ処理基本計画の令和元年度の目標値も概ね達成しておりまして、資源ごみの分別とごみの排出を抑止するという意識が市民の皆様へ浸透し、計画通り家庭ごみの減量化が進んでおります。また、9月29日に開催いたしました廃棄物減量等推進審議会におきましても、値下げ見直しについて協議したところご理解が得られたため、家庭の経済的負担の軽減を考慮いたしまして今回引き下げについての条例の一部改正を行うものでございます。2番の改正内容でございますが、指定袋1枚当たり15リッターを10円。30リッターを20円。45リッターを30円とするものです。改正に伴う様々なシステム変更。市民の皆様への周知期間等を考慮いたしまして、施行日は令和3年10月1日としておるものでございます。今回の価格の設定の根拠につきましては、2つございまして、1つ目には、全国都市家庭ごみ有料化調査という全国的に行った調査によりますと、手数料料金。ごみ袋の値段とごみの排出量の減量効果、データが出ておりまして、その中で大袋1枚40円台、40円から50円にした場合と30円台。30円から40円で設定した場合での導入の翌年、それから導入5年後の減量効果の方は同様の減量効果となっていることがございます。また、2つ目に、単純に昨年度のごみ袋の年間の売り上げ枚数から世帯数を計算しますと、1カ月に1世帯が使用のごみ袋は8枚から10枚。単純計算ですが。となることとなります。これは10枚入りの袋1袋でございます。これを元にですね、以前土

浦市で行いましたごみに関する市民アンケートの調査結果がございまして、これによりますと有料化された場合に経済的な負担として1カ月くらい。1カ月どのくらいが経済負担として適当かという回答がございまして。その中においても300円未満が適当という答えが43.51パーセントでもっとも多くなっておりまして、ついで300円から500円未満が経済的負担として適当だという意見が36.76パーセントとなっております。500円未満で80パーセントの方が回答の方を得ているところでございます。このようなことから今回の料金の設定としたものでございます。次の8ページには条例改正の議案書の15ページと同様のものを付けさせていただきました。こちらはご覧いただければと存じます。説明の方は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 すいません。本委員会の時でいいので、ごみ袋の製造する原価と販売手数料の金額をちょっと一覧表でも配っていただくとありがたいと思います。

○渡辺環境衛生課長 はい。わかりました。

○吉田(博)副委員長 課長。以前にもほら、この下げろ、見たいな議論があった時に、確か当初の価格を決めたのは、ごみ袋価格検討委員会かなんかで、その席上で決まったというような私認識があるんだけど、民間とか有識者が集ったその検討委員会で価格が決定したんですというのがあれなんだけど、今回は下げるにあたり、その検討委員会を開いて承認をいただくとか、そういう作業はあったんですか。

○渡辺環境衛生課長 そのようなことは今回はしておりませんで、審議会の方へ諮問という形で、お話の方をしていただいて15人の審議委員の方に揉んでいただいて了解を経たというところです。

○吉田(博)副委員長 審議会の方な。はい。了解。

○今野委員長 その他、何かありますか。私の方から1点。先ほどごみ袋の値段に関してのアンケートを取ったというふうにご説明がありましたが、何人くらいからアンケートの回答があったんでしょうか。

○渡辺環境衛生課長 2,000人の方ですね。

○今野委員長 2,000人。わかりました。その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。ただいま、12時になりましたが、このまま委員会を続行いたします。次に、令和2年度土浦市一般会計補正第11回予算(案)についての説明を願います。

○渡辺環境衛生課長 9ページをお願いいたします。本案件についてご説明いたします。始めに1番今回の補正の理由でございまして、現在におきましても、コロナ感染症拡大の終息が見られないなか、引き続き家庭での消費活動が増大し、それに伴い家庭からのごみの排出量の増加が見込まれるところでございます。このため、再度市民の皆様のごみ排出に係る費用負担軽減を目的といたしまして、市内全世帯を対象にごみ袋を無料で配付するために増額補正をするものでございます。事業の詳しい内容とその方法でございまして、1つ飛びまして3番の事業内容をご覧いただきますと、今回は市内全世

帯約6万7,500世帯に。1世帯あたり、燃やせるごみ、燃やせないごみの袋30リットルのものを10枚ずつ配付するものでございます。こちらの配付の方法といたしましては、前回同様の方法。世帯主様あてに引換券付きはがきを郵送しまして、指定ごみ袋の取扱い店で引換をしていただくものでございます。こちらのスケジュールといたしましては、議決をいただければ、ただちに印刷発注の方を行いまして、はがきは1月下旬のですね発送を予定しております。ごみ袋の引き換えの期限といたしましては4月30日までの3カ月間を予定しております。この事業の費用といたしましては、2番の補正予算額をご覧ください。4款衛生費3項清掃費の2目ごみ処理費におきまして、感染症対策事業の費用としまして、需用費や役務費、委託料等におきまして、補正額2,003万円となっております。次に申し訳ございません。別紙でお配りしましたA4縦の用紙があると思いますが、こちらをお願いいたします。ただいまご説明いたしましたとおり、今回の事業、年度またぎの事業となりますことから、4月及び5月の事業費937万3,000円の今回繰越措置を行うものでございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** 役務費なんですけれど、前回もお話したと思うのですが、印刷とかを使うのであれば、ごみの袋を配った方が早いんじゃないか。700万ももったいないんじゃないかといった時には、その時には、製造が間に合わないの、袋が間に合わないからその間を取りたいと。期間を取りたいと、交換の期間で製造する費用を取りたいということだったんで、わかりましたということだったんですが、これも今回も間に合わないのですか。700万いくら、800万近くをもっと他に有効に使えるんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○**渡辺環境衛生課長** 役務費でございますが、交換手数料と通信運搬費ですね。通信運搬費の方は、今回30リッターの袋を2袋。燃えるごみと燃えないごみとなりまして、前回よりも重さが重くなってしまっていて、直接配るのにもちょっと料金がかさむということ。やはり年度末に向けてですねごみ袋も売れ始めますので、製造の方がやはりどうしても工場の方が間に合わない。特に、ごみ袋の有料化がコンビニ等で始まったこともありまして、ごみ袋の製造の工場の方も今目一杯稼働しているということでしたので、今回も同様の方法を取らせていただくような形になってございます。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。

次に、湖北環境衛生組合からの脱退についての説明を願います。

○**渡辺環境衛生課長** 本案件についてご説明いたします。10ページになります。湖北環境衛生組合からの脱退についてでございますが、始めに1番の湖北環境衛生組合について。2番組合脱退理由につきましては、昨年度の12月の定例会の方でもご説明いたしたとおりですね、現在建設中の汚泥再生処理センターが今年度末に完成して土浦全市のし尿等の処理が可能となることから組合を脱退するものでございます。3番の脱退に

係る手続の流れについてでございますが、各構成市の、今回議会の議決後、構成市と脱退についての協定書の方を締結しまして、1月に県知事の許可を受けて、今年度末をもって当該組合から脱退する予定となっております。4番の協定書の内容についてでございますが、脱退に当たって構成市と協議を重ねた結果ですね、組合の財産は組合の方に帰属する。また、組合の文書も組合に帰属する。組合から脱退した後の費用について土浦市は一切費用の方は負担をしない。というふうなことで協定書を締結する予定となっております。説明の方は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。

次に、報告事項について、土浦市空家バンク制度の開始についての説明を願います。

○坂本生活安全課長 11ページ、最後のページをお願いいたします。土浦市空家バンク制度の開始についてでございます。まず、趣旨でございますが、現在土浦市で把握している空家は約650件。その内、適正に管理されているものが280件。管理不全のものが370件あります。これまで市では不動産業者と連携をして空家を流通させていく取り組みを実施してまいりましたが、空家問題の解決にはより多くの空家所有者と活用希望者との取引の活性化を促す必要があることから、空家の所有者から申し込みを受けた物件情報をホームページ上で公開して、賃貸希望者または購入希望者に紹介する仕組みとして空家バンク制度を開始したいと考えております。開始の時期としましては、今回報告させていただいたのち、来年1月から登記物件の事前相談を開始し、令和3年4月から運用したいと考えております。実施方法としましては、国交省で選定された業者の運営するインターネットの全国版の空家バンクサイトに所有者の申し込みにより市が物件情報を掲載し行う形式と同時に茨城県空家バンク情報検索システムサイトにも登録する方法を利用したいと考えております。どちらのサイトも掲載に関しまして費用は掛かりません。バンク登録をされた物件に関しましては、公益社団法人全日本不動産協会茨城県支部と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結し、空家所有者と利用希望者の交渉、契約について協力を依頼して、登録された物件に対して問い合わせ等があった場合は、現地の見学から契約までを行ってもらうこととなります。ですので、仲介手数料は通常の不動産取引と同様に発生しますが、市はそれらに関して関与しません。空家バンクはあくまでも空家の情報を紹介する制度とします。これらの仕組みのイメージ図を資料の5番目に掲載しましたので参考にいただければと思います。また、全国版の空家バンクや茨城県の空家バンクに登録できる物件は資料の4番に上げさせていただいたように、個人が所有する市内の空家とその敷地。それから不動産業者が扱っていない空家。居住もしくは再利用が可能な空家で登録されて未相続や抵当権などが無く取引が可能な空家。それから所有者が市税等を完納しているなどとなっております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。その他市民生活部から何かありますか。

○**渡辺環境衛生課長** 1件報告させていただきます。9月の委員会において、お話させていただきましたつくば市内のごみ収集業者の不正疑惑の案件についてでございます。今日現在までの本市の対応をご報告させていただきます。大きく4つございまして、1つ目には、事実確認を行うべく、当該業者を来庁させまして2度の聞き取り調査を実施いたしました。お話の中では土浦市内の事業所から収集したごみについてはつくば市の家庭ごみに混入していないとの回答がございました。当該業者に対しましては、警察に押収された書類一式が返還されたのち、もう一度来庁させまして、契約書などの民間のですね契約書などの書類の提出の方を求めるとしてしております。2つ目といたしまして、当該事業者と同様につくば市の家庭系のごみ収集運搬をしております、土浦市内で事業所のごみの運搬を行っている業者4社ございましたが、こちらの方にも聞き取りをいたしまして、今後の注意喚起の方を行ったところでございます。同様に土浦市内の家庭系ごみの収集運搬をしております従業者に対しても同様に聞き取り、今後の注意喚起等を行いました。4つ目に委託業者がですね清掃センターに搬送を行う際に不正防止対策としましてごみの投入ピットの前でですね、監視の強化を現在も行っておりますが、さらにコロナ禍で難しくなっておりますが、目視だけではなく、定期的に内容点検の方を行うことを現在検討しております。引続き調査を進めまして、顧問弁護士等と相談を続けながら適切に対処の方を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**柴原委員** あれ、こないだの、土の上の方の草。あれ刈ったやつだと思ふんだよな。えかい袋が2つくらいあるんだよな。袋。袋が草を刈ったやつだと思ふんですが、土の前に2つあるんだよ。それと道路だけは早く直してくれや。あれは。いってくれや。道路だけは。苦情がでるんだよ。困っちゃったって。道路。

○**渡辺環境衛生課長** 場所はどの場所。

○**柴原委員** 沢辺だよ。沢辺。

○**渡辺環境衛生課長** 環境保全の方と確認しまして、対応の方をして行きたいと思いません。

○**柴原委員** 袋2つあるから。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 以上で総務市民委員会を閉会いたします。市民生活部の皆さんは退室していただいて結構です。ご苦労様でした。